

## 第 1 章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の福祉サービスは、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法により、障害のある人が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

この障害者自立支援法は、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけており、都道府県は、国の基本指針※に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めることとなっています。

このため、県では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標に、計画期間（3 年間）の具体的な数値目標及び取組を定めた県障害福祉計画を策定しました。（平成 18 年度から平成 20 年度の第 1 期愛知県障害福祉計画（以下「第 1 期計画」という。）と平成 21 年度から平成 23 年度の第 2 期愛知県障害福祉計画（以下「第 2 期計画」という。）を策定）

今回策定した第 3 期愛知県障害福祉計画（以下「第 3 期計画」という。）は、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とし、第 2 期計画の進捗状況等の分析・評価を行い、第 3 期計画における課題を整理し、それらを踏まえ、必要な見直しを行ったものです。

なお、障害者自立支援法については、同法に代わり障害者総合福祉法（仮称）が平成 25 年 8 月までに施行される予定とされています。

### ※国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年 6 月 26 日厚生労働省告示第 395 号）

最終改正 平成 24 年 月 日

（以下「国の基本指針」という。）

## 第2章 本県の現状

### 1 人口構成

平成23年4月1日現在の本県の人口は、000万0,000人で、平成17年と比べ00万0,000人増え、%の増加となっています。

年齢3区分で見ると、0～14歳は年々減少し、65歳以上は年々増加してきており、下記の表には記載していませんが、平成14年から、65歳以上の割合が0～14歳の割合よりも大きくなっています。

【人口構成の推移】

区分	7年	12年	17年	22年	23年	
総人口	6,868,336人	7,043,300人	7,254,704人	7,410,719人	0,000,000人	
年齢3区分	0～14歳	(16.3%)	(15.4%)	(14.7%)	(14.5%)	(00.0%)
		1,120,992人	1,081,280人	1,069,498人	1,065,254人	0,000,000人
	15～64歳	(71.6%)	(69.8%)	(67.6%)	(65.2%)	(00.0%)
		4,919,095人	4,914,857人	4,901,072人	4,791,445人	0,000,000人
	65歳以上	(11.9%)	(14.5%)	(17.2%)	(20.3%)	(00.0%)
		819,026人	1,019,999人	1,248,562人	1,492,085人	0,000,000人

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しない。

※カッコ内は総人口に対する割合

※7年、12年、17年、22年は「国勢調査」、23年4月は「あいちの人口」

### 2 障害者の状況

#### (1) 身体障害者（手帳所持者）の状況

平成23年4月1日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は24万0,002人となり、県人口の0.00%を占めています。

障害別では、肢体不自由が最も多く13万1,169人で、全体の00.0%を占めています。

平成15年からの増加率で見ると、内部機能障害が最も大きく、34.6%増となっています。

平成23年の等級別で見ると、1級、2級の比較的重い障害のある人の割合が全体

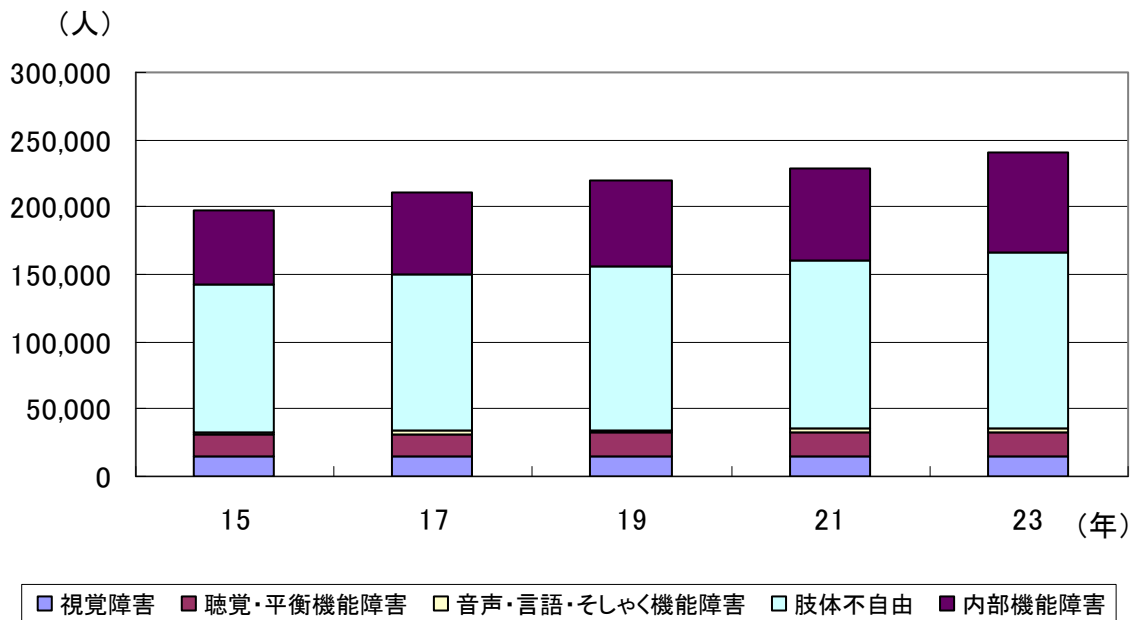
の44.1%となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区 分		15 年	17 年	19 年	21 年	23 年
合計（人）		197,065 人	210,541 人	220,045 人	229,251 人	240,002 人
県人口に占める割合		2.76%	2.92%	3.01%	3.10%	3.24%
障 害 別	視覚障害	14,659 人	15,077 人	15,142 人	15,187 人	15,098 人
	聴覚・平衡機能障害	16,133 人	16,645 人	16,963 人	17,491 人	18,111 人
	音声・言語・そしゃく機能障害	2,201 人	2,365 人	2,445 人	2,533 人	2,610 人
	肢体不自由	109,813 人	116,073 人	120,925 人	125,492 人	131,169 人
	内部障害	54,259 人	60,381 人	64,570 人	68,548 人	73,014 人
年 別 年 齢	18 歳以上の者	192,039 人	205,406 人	214,849 人	223,948 人	234,810 人
	18 歳未満の児童	5,026 人	5,135 人	5,196 人	5,303 人	5,192 人

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

※2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上



【等級別身体障害者手帳所持者数（平成 23 年 4 月 1 日現在）】

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
所持者数	66,763 人	39,135 人	57,271 人	50,254 人	14,960 人	11,619 人	240,002 人
全体に占める割合	27.8%	16.3%	23.9%	20.9%	6.2%	4.8%	100%

※上段は手帳所持者数、下段は全体に占める割合

## (2) 知的障害者（手帳所持者）の状況

平成23年4月1日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者数は4万2,569人となっており、県人口の0.00%を占めています。

重度判定を受けている人は1万8,349人で、全体の43.1%となっています。

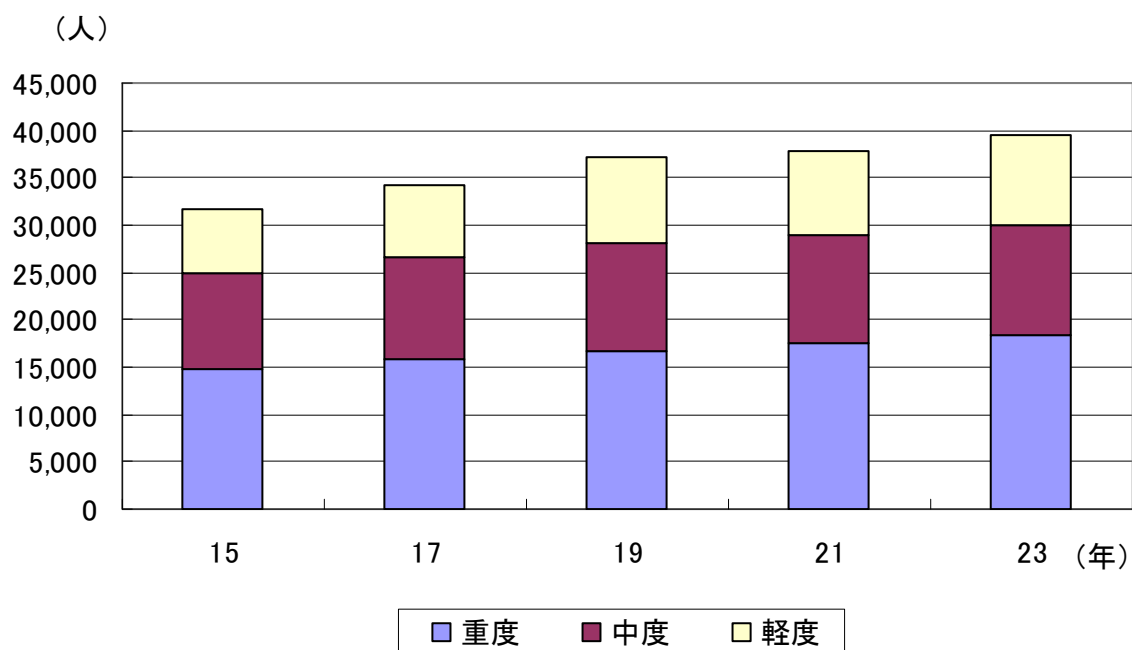
18歳未満について、平成15年との比較で見ると、身体障害者手帳所持者は3.3%の増加であるのに対し、療育（愛護）手帳所持者は50.2%の増加になっています。

【療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区分		15年	17年	19年	21年	23年
合計		31,605人	34,284人	37,078人	39,642人	42,569人
県人口に占める割合		0.44%	0.47%	0.51%	0.54%	0.58%
判定別	重度（知能指数35以下）	14,875人	15,919人	16,773人	17,617人	18,349人
	中度（知能指数50以下）	10,156人	10,647人	11,268人	11,768人	12,368人
	軽度（知能指数75以下）	6,574人	7,718人	9,037人	10,257人	11,852人
年齢別	18歳以上の者	22,705人	24,077人	25,786人	27,056人	29,198人
	18歳未満の児童	8,900人	10,207人	11,292人	12,586人	13,371人

※療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行）

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合



### (3) 精神障害者の状況

#### ア 手帳所持者

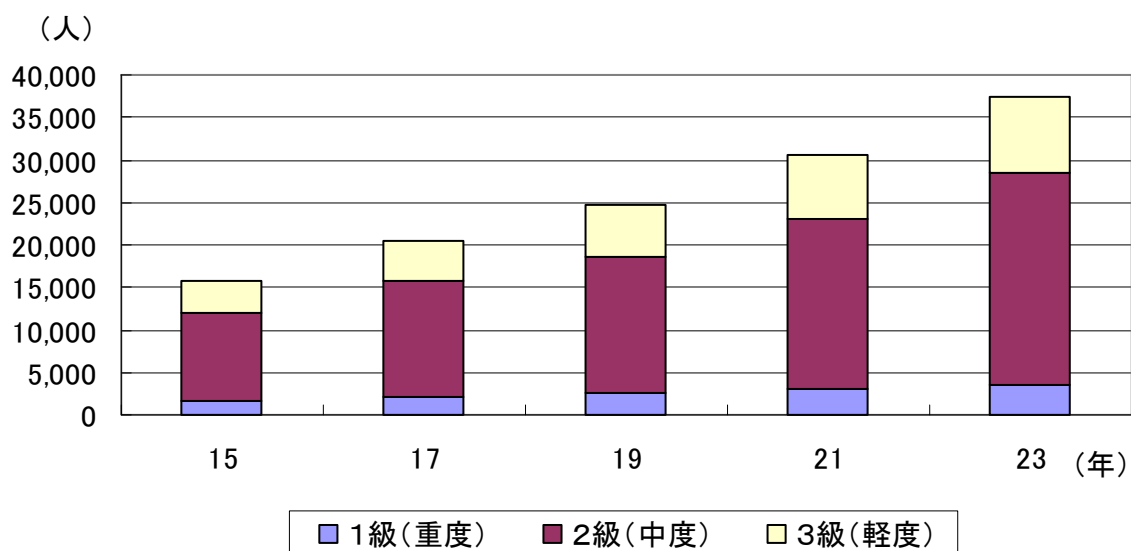
平成23年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3万7,475人となっており、県人口の0.00%を占めています。

手帳所持者数は、依然、年率10%程度の大きな伸びを示し、平成15年との比較では、約2.4倍となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区 分		15年	17年	19年	21年	23年
合 計		15,708人	20,374人	24,619人	30,562人	37,475人
	県人口に占める割合	0.22%	0.28%	0.34%	0.41%	0.51%
程 度 別	1級（重度）	1,620人	2,091人	2,500人	3,009人	3,508人
	2級（中度）	10,347人	13,639人	16,173人	19,933人	24,858人
	3級（軽度）	3,741人	4,644人	5,946人	7,620人	9,109人

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合



## イ 公費負担医療の受給者数

平成 23 年 3 月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は 7 万 1,938 人となっており、県人口の 0.00%を占めています。

受給者数は、平成 17 年との比較で平成 23 年は約 1.3 倍となり、県人口のほぼ 1%を占めるまでに増加しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年 3 月末現在）】

区 分	17 年	19 年	21 年	23 年
合 計	54,045 人	60,875 人	65,448 人	71,938 人
県人口に占める割合	0.75%	0.83%	0.88%	0.97%

※県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

---

## 3 サービスの利用状況

---

### (1) 県全体の在宅サービス利用状況の推移

【訪問系サービス】

区 分	21 年度	22 年度
実績（時間数/月）	253,753	292,239
対前年比	116.0%	115.2%

※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

【短期入所（日中預かりを除く）】

区 分	21 年度	22 年度
実績（人日/月）	9,930	11,303
対前年比	109.0%	113.8%

\* 県内の障害のある人に調査したところ、今後の利用を希望するサービスとして、「短期入所（ショートステイ）」を選ぶ人が最も多く、次いで居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護を選ぶ人が多かった。

## (2) 在宅サービスの利用状況（障害保健福祉圏域別）

【圏域別手帳所持者数（平成23年4月1日現在）】

圏域	人口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県全体	7,402,882	—	240,002	—	42,569	—	37,475	—
名古屋	2,260,892	30.5	84,068	35.0	13,371	31.4	14,112	37.7
海部	330,854	4.5	10,429	4.3	1,822	4.3	1,619	4.3
尾張中部	161,580	2.2	4,727	2.0	822	1.9	792	2.1
尾張東部	461,923	6.2	12,640	5.3	2,052	4.8	1,985	5.3
尾張西部	512,035	6.9	16,977	7.1	3,102	7.3	2,347	6.3
尾張北部	730,407	9.9	21,990	9.2	4,151	9.8	3,312	8.8
知多半島	615,219	8.3	18,669	7.8	3,618	8.5	2,858	7.6
西三河北部	480,552	6.5	13,875	5.8	2,657	6.2	1,882	5.0
西三河南部	1,085,906	14.7	31,485	13.1	6,176	14.5	4,947	13.2
東三河北部	60,282	0.8	2,675	1.1	431	1.0	314	0.8
東三河南部	703,232	9.5	22,467	9.4	4,367	10.3	3,307	8.8

※構成比の単位は%、人員の単位は人

【サービスの利用状況 平成22年度実績（平成23年3月利用分）】

圏域	訪問系サービス		短期入所	
	延利用時間数	構成比	延利用日数	構成比
県全体	292,239	—	11,303	—
名古屋	201,910	69.1	3,779	33.4
海部	4,769	1.6	472	4.2
尾張中部	2,816	1.0	280	2.5
尾張東部	8,667	3.0	406	3.6
尾張西部	10,302	3.5	825	7.3
尾張北部	13,250	4.5	1,044	9.2
知多半島	13,860	4.7	867	7.7
西三河北部	6,424	2.2	839	7.4
西三河南部	16,428	5.6	1,306	11.6
東三河北部	804	0.3	165	1.5
東三河南部	13,009	4.5	1,320	11.7

※延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%



(3) 居住系サービスの状況（障害保健福祉圏域別）

ア 旧体系サービス

【身体障害者（平成 23 年 4 月 1 日現在）】

圏 域	療護施設		授産施設	
	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	7	378	1	50
名 古 屋				
海 部	1	68		
尾 張 中 部				
尾 張 東 部				
尾 張 西 部	2	80		
尾 張 北 部	1	50		
知 多 半 島				
西 三 河 北 部				
西 三 河 南 部				
東 三 河 北 部	1	30		
東 三 河 南 部	2	150	1	50

【知的障害者（平成 23 年 4 月 1 日現在）】

圏 域	更生施設		通勤寮	
	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	18	1,220	3	60
名 古 屋	4	260	2	40
海 部				
尾 張 中 部				
尾 張 東 部	1	40		
尾 張 西 部				
尾 張 北 部	2	210		
知 多 半 島				
西 三 河 北 部	2	210		
西 三 河 南 部	5	270	1	20
東 三 河 北 部				
東 三 河 南 部	4	230		

【精神障害者（平成 23 年 4 月 1 日現在）】

圏 域	生活訓練施設		福祉ホ一ム B 型	
	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	7	140	2	40
名 古 屋	2	40	1	20
海 部				
尾 張 中 部				
尾 張 東 部	1	20	1	20
尾 張 西 部				
尾 張 北 部	1	20		
知 多 半 島	1	20		
西 三 河 北 部	1	20		
西 三 河 南 部	1	20		
東 三 河 北 部				
東 三 河 南 部				

イ 新体系サービス

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

圏 域	グループホーム等		施設入所支援			福祉ホーム	
	か所数	定員	か所数	定員	旧体系での種別等	か所数	定員
県 全 体	219	2,389	45	2,774		18	249
名 古 屋	77	960	13	587	身体障害者更生施設 1 身体障害者療護施設 3 身体障害者授産施設 3 知的障害者更生施設 5 新規 1	9	121
海 部	7	85	1	80	知的障害者更生施設	1	5
尾 張 中 部	2	10	1	50	新規		
尾 張 東 部	9	94	2	125	身体障害者療護施設 1 知的障害者更生施設 1	1	10
尾 張 西 部	11	111	3	200	身体障害者療護施設 1 知的障害者更生施設 2	2	13
尾 張 北 部	16	160	6	450	身体障害者療護施設 2 知的障害者更生施設 4		
知 多 半 島	34	322	5	370	身体障害者療護施設 1 知的障害者更生施設 4	2	11
西 三 河 北 部	8	103	3	140	身体障害者療護施設 1 知的障害者更生施設 2	1	20
西 三 河 南 部	22	217	4	242	身体障害者療護施設 1 知的障害者更生施設 3		
東 三 河 北 部	3	34	2	130	身体障害者療護施設 1 知的障害者更生施設 1		
東 三 河 南 部	30	293	5	400	身体障害者更生施設 1 身体障害者療護施設 2 身体障害者授産施設 1 知的障害者更生施設 3 * 身体更生 1+身体療護 1+身体授産 1→1	2	69

(4) 通所系サービスの状況（障害保健福祉圏域別）

ア 旧体系サービス

【身体障害者（平成23年4月1日現在）】

圏域	療護施設		授産施設		福祉工場		小規模通所授産施設	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県全体	4	38	7	190	2	100	1	10
名古屋			4	115				
海部								
尾張中部								
尾張東部	1	10	1	20				
尾張西部								
尾張北部	1	20	1	20				
知多半島							1	10
西三河北部			1	35	2	100		
西三河南部								
東三河北部								
東三河南部	2	8						

【知的障害者（平成23年4月1日現在）】

圏域	更生施設		授産施設		小規模通所授産施設	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県全体	9	272	47	1,797	2	31
名古屋	2	63	19	635	1	15
海部			1	45	1	16
尾張中部			2	65		
尾張東部	1	33	4	159		
尾張西部			2	76		
尾張北部	(1)	6	4	159		
知多半島	1	20	2	75		
西三河北部	2	50	3	109		
西三河南部	3	100	7	341		
東三河北部						
東三河南部			3	133		

【精神障害者（平成23年4月1日現在）】

圏域	授産施設	
	か所数	定員
県全体	5	123
名古屋	2	43
海部		
尾張中部		
尾張東部	1	20
尾張西部	1	30
尾張北部	1	30
知多半島		
西三河北部		
西三河南部		
東三河北部		
東三河南部		

イ 新体系サービス

【日中活動系サービス（平成23年4月1日現在）】

圏域	生活介護		自立訓練（機能）		自立訓練（生活）		就労移行支援		就労継続支援（A型）		就労継続支援（B型）	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県全体	242	7,298	2	46	15	199	71	881	49	1,024	176	3,360
名古屋	81	2,078	1	40	7	112	25	319	23	463	54	1,038
海部	7	274					1	20	2	40	10	185
尾張中部	2	75	1	6	1	6	1	6	1	20	1	35
尾張東部	10	284					5	60			8	98
尾張西部	22	591					3	48	3	60	17	230
尾張北部	20	768			2	30	2	45	2	50	12	342
知多半島	29	945			2	16	8	75	1	10	17	313
西三河北部	13	448					5	50	1	16	9	207
西三河南部	28	758			1	7	8	87	9	170	26	476
東三河北部	3	142					2	21	1	20	1	20
東三河南部	27	935			2	28	11	150	6	175	21	416

### 1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」、すなわち、県が県障害者計画と位置づける「あいち健康福祉ビジョン」に記載のある「障害のある人が安心して暮らせる地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、多様な福祉サービスを積極的に活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

### 2 計画の基本的考え方

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

なお、体制の整備に当たっては、どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるよう、格差の是正を目指していきます。

#### 1 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で生活していくことができるよう、県内のどこにいても必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が利用できるようにします。

#### 2 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障害のある人一人ひとりのニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）が利用できるようにします。

#### 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケ

アホーム)の充実や公営住宅等の活用を図るとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等を活用することにより一般就労できるよう、就労支援策の充実を図っていきます。

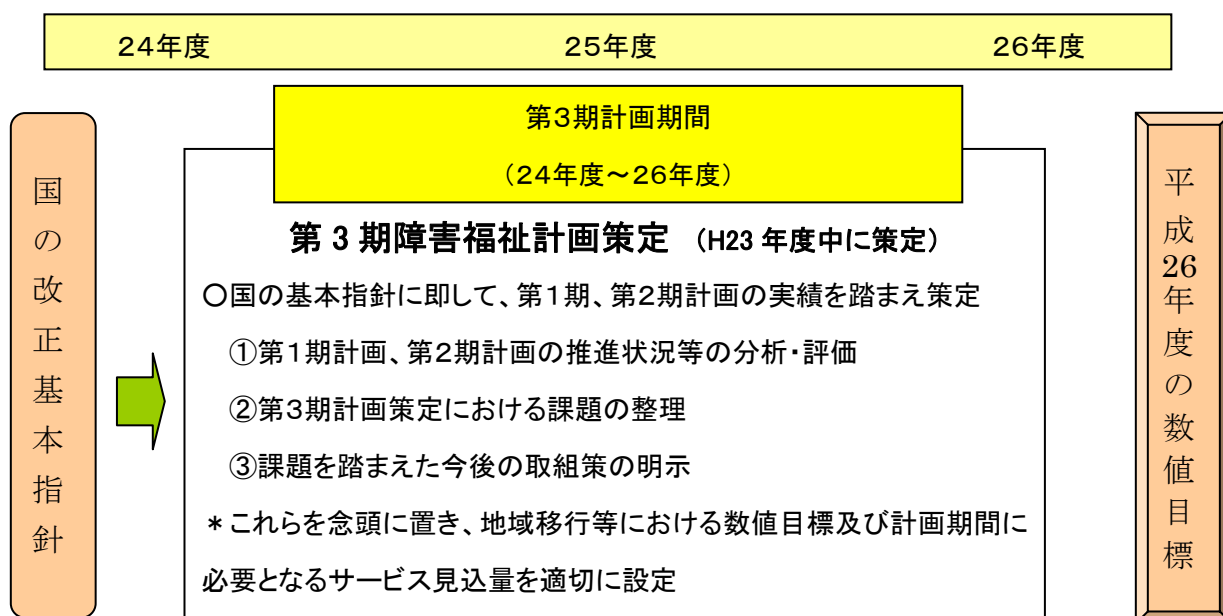
また、就職率が34%となっている特別支援学校高等部卒業生の一般就労も促進していきます。

#### 5 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材の育成とともに、市町村(基幹相談支援センター)、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体などを構成員とした自立支援協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

### 3 計画期間

第3期計画は平成24年度から26年度までの3か年を計画期間とします。(第1期計画：平成18～20年度、第2期計画：平成21～23年度)



---

## 4 市町村との連携

---

計画の実施に当たっては、地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの提供などについて、市町村との密接な連携を図りつつ、広域的・専門的な視点から支援を行います。

また、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して圏域単位での課題を整理し、平成 26 年度における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域単位ごとに必要となる事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」に沿って、適切かつ着実な整備を推進していきます。（第 5 章の 6）

---

## 5 区域の設定

---

障害者自立支援法では、県の障害福祉計画において、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。

そのため、県では、障害者施策の広域的な実施区域として、障害保健福祉圏域を設定しており、本計画においても、この障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を基本とします。（平成 24 年度より西三河南部圏域を東と西に 2 分割し、下表の 12 圏域とします。）



圏域名	圏域に属する市町村
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

# 障害保健福祉圏域

(平成24年4月1日現在)

